

## 🌈 今日からできること

- 自分のまわりに性的少数者がいるかもしれないと思って行動する。
- 性的少数者を笑いのネタにしない。
- 「オカマ」「ホモ」などの差別的な言葉を使わない。使っている人が身近にいたら注意する。
- 「いつ結婚するの」「子どもはいるの」など、結婚や子育てを前提としない。
- 6色のレインボーアイテムを身につける。

※赤・橙・黄・緑・青・紫の6色のレインボーは性的少数者の尊厳と社会運動のシンボルとして使われています。レインボーアイテムを身につけることで、性的少数者の理解者(アライ)である、と示すことができます。

### ● 相談できる窓口があります ●

#### 対面相談

##### ● よこはまLGBT相談(無料)

性的少数者支援に携わる臨床心理士による対面の相談です。

【対象者】主に青少年(～39歳)であり、同性または両性が好きな方、性別に違和感がある方、迷っている方等。家族の方、支援者の方。

【会場】▶横浜市青少年相談センター(相鉄線「星川」駅下車北口 徒歩2分)  
毎月1回、木曜の午後  
▶西区福祉保健活動拠点「フクシア」(「横浜」駅下車東口 徒歩4分)  
毎月1回、月曜の夜

【予約】事前に電話で予約してください。

【問合せ・予約】特定非営利活動法人 SHIP(事業委託先)

TEL: 045-594-6160(水・金・土16:00～20:00、日14:00～18:00)

FAX: 045-594-6150

#### 電話相談

※性的少数者専門の相談機関ではありません。

##### ● みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

人権擁護委員または法務局職員がお電話にてご相談をお受けします。

TEL: 0570-003-110(月～金8:30～17:15)



発行日: 令和4年9月

編集・発行: 横浜市民局人権課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

☎045-671-2718 ✉sh-jinken@city.yokohama.jp

協力: 横浜市人権啓発活動ネットワーク協議会

同性を好きになったり、  
生まれたときに割り当てられた性別に  
違和感があったり。



セクシュアリティは、みなそれぞれ。



一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい ともに生きる社会の実現をめざして

## ♡ セクシュアリティ(性)とは

セクシュアリティ(性)は多種多様なグラデーション。  
その構成要素を次の4つから考えてみましょう。

### 生物学的な性=「からだの性」

性染色体、内・外性器の形状など  
客観的な事実を基に識別した性別



### 性自認=「こころの性」

「自分は女/男/どちらでもない」など、  
個人が自認する性別

### 性的指向

恋愛感情や性的欲求が主にどの性別に  
向いているのかを示すもの

### 表現する性

言葉づかいやしぐさ、服装など個人が表現  
する性

## ♡ 性的少数者とは

からだの性と性自認が異なる人、性的指向が同性(または両性)に向いている人などを性的少数者と呼ぶことがあります。この性的少数者のカテゴリーを表す言葉として、LGBTがあります。LGBTは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を組み合わせた言葉です。

LGBT以外にも、アセクシュアル(無性愛者=恋愛感情や性愛の感情を抱かない人)や、Xジェンダー(性自認を男女のいずれかのみとは認識しない、またはいずれとも認識しない人)など、多彩なセクシュアリティが存在します。

**L**

Lesbian  
レズビアン

女性の同性愛者

**G**

Gay  
ゲイ

男性の同性愛者

**B**

Bisexual  
バイセクシュアル

両性愛者

**T**

Transgender  
トランスジェンダー

生まれたときに  
割り当てられた性別と  
性自認が異なる人

調査対象や調査方法によって、その数値は異なりますが、人口の3~5%は性的少数者であると推定する研究が多く発表されています。

あなたのまわりにも、あなたの言動に傷ついている人がいるかもしれません。

## ♡ 当事者が困っていることは

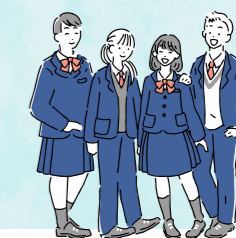
### 学校で

性的指向が同性(両性)にある場合

- 学校教育の場で、恋愛感情を抱く対象が異性のみを前提としている場合がある

生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なる場合

- 男女別のトイレや更衣室、保健体育の授業、学生寮など
- 健康診断、宿泊行事への参加など
- 校則で定められた男女別の髪形や服装(制服・体操服)



### 会社等で

性的指向が同性(両性)にある場合

- 同性のパートナーがいても、民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないため、夫婦であれば利用できる勤務先の福利厚生の対象にならないことがある

生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なる場合

- 履歴書や卒業証書などに記載される戸籍上の性別と自認する性別が異なる場合、その事実を明らかにすることや、見た目と戸籍の性別が異なることによって就職に不利になる場合がある
- 男女別のトイレや更衣室、社員寮など
- 男女別に想定された社内規則、服装(制服)、社内行事、社員旅行への参加など



### 日常生活で

性的指向が同性(両性)にある場合

- 不動産契約等で、条件が合わず住居を借りられない場合がある
- 医療機関にパートナーが入院したとき、親族でないと説明を受けられない場合や、面会ができない場合がある
- 家族割引などのサービスが適用されない場合がある
- 災害時の避難施設で、同性パートナーと家族スペースで避難生活を送ることができない場合がある



生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なる場合

- 福祉施設などで男女別のケアを受ける際に精神的な苦痛を受ける場合がある
- 災害時の避難施設で、戸籍上の性別によって支援を受ける場合、必要な支給物品を受け取れない場合がある
- 各種書類への性別の記載をするときに、戸籍上の性と自認する性のどちらを記載するか迷う